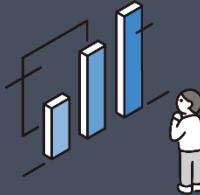


日税FPメルマガ通信



2025年12月22日発行

編集:税理士 FP 実務研究会事務局
 株式会社日税ビジネスサービス

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

第447号

◆日本の投資信託の状況について

1. 投資信託の市場規模

現在日本の公募投信の残高は296兆594億円と6ヶ月連続で増加し過去最高を更新中です。これは国内株式市場が大幅に上昇したことにより、運用増加額が17兆5,759億円と過去最大になったことが主な要因です。また、資金動向も、1兆9,912億円の純資金流入と、5ヶ月連続での流入超となりました。

○公募投信の残高・本数

タイプ	資金増減額 (a)	運用増減額 (b)	収益分配額 (c)	純資産増減額 (a)+(b)-(c)	純資産総額	ファンド数
株式投信	1兆 7,585 億円	17兆 5,717 億円	3,224 億円	19兆 78 億円	279兆 3,888 億円	5,669 本
公社債投信	2,327 億円	42 億円	41 億円	2,328 億円	16兆 6,707 億円	86 本
合 計	1兆 9,912 億円	17兆 5,759 億円	3,265 億円	19兆 2,406 億円	296兆 594 億円	5,755 本

※投資信託協会(2025年10月)

2. ファンド本数

公募投信の本数は、2007年に3,000本弱だったものが10年後の2017年には2倍以上の6,152本となりピークに達しました。その後は、6,000本をやや下回る水準で横這いが続き、2025年10月時点では5,755本が設定されています。日本取引所グループ(JPX)によると、2025年6月時点の日本の上場企業数は3,955社となっていますので、株式の個別銘柄を選ぶよりも投資信託を選ぶ方が難しい状況が続いていると言えます。ファンド本数の多さについては、純資産総額(残高)が10億円に満たない小規模ファンドが約3割を占めていることもあり、金融庁も品質管理などの観点から投資信託の本数の最適化を販売会社や運用会社に求めています。

3. 投資信託の販売動向

2020年10月と2025年10月のデータを比較すると、アクティブラボンド(※1)が50.3兆円(52.9兆円→103.2兆円)の増加に対し、ETF(※2)を含むインデックスファンド(※3)は180.2兆円(105.9兆円→286.1兆円)増加しており、近年はアクティブラボンドよりも低コストのインデックスファンドや ETF の人気が高まっている傾向が見受けられます。

(※1) 市場平均を上回る運用成果を目指して積極的に運用する投資信託で信託報酬(手数料)は高め

(※2) Exchange Traded Fund(上場投資信託の略)で株式と同様にリアルタイムで売買できる投資信託

(※3) 日経平均や S&P500 などの市場指数(インデックス)と同じ値動きを目指して運用する投資信託

投資信託の分類	2020年10月	2025年10月	増加額
アクティブランド	52.9兆円	103.2兆円	+50.3兆円
インデックスランド(ETF 含む)	105.9兆円	286.1兆円	+180.2兆円

※アクティブランドの残高=株式投信ーインデックスランド(ETF 含む)

インデックスランドや ETF の残高が増加している要因としては、新 NISA の影響も大きいと思われます。金融庁が発表した2025年6月末時点の NISA 口座数は、2,696万口座となっており、これは NISA 口座を開設できる18歳以上の4人に1人が保有している計算になります。2025年の利用枠に対する買付総額は10兆5,008億円(内訳:成長投資枠7兆4,292億円、つみたて投資枠3兆0,716億円)となっており、政府が推進している「貯蓄から投資」への流れが着実に進んで来ていると言えますが、資産運用の先進国とも言える米国と比べると、家計金融資産に占める株式や投資信託への投資比率は18.2%(米国は54.6%)とまだまだ低い状況にありますので、今後益々の活用が期待されます。

株式会社日税経営情報センター

2018年創業。全国の中小企業や経営者に対して、顧問税理士と共に経営に関する専門的なコンサルティング及び、M&A をはじめとした資産・事業承継を検討から実行までのサービスを提供している。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

日税経営情報センター コラム(信託):<https://www.nbs-nk.com/column/index.php?category=trust>